

第 1 章 目的

第 1 条

本規定はこの法人の会員の資格に関する事項を規定する。

第 2 章 入会

第 2 条

この法人に正会員として入会を希望する者は、入会申込書を、会員開発委員会を通じ理事長に提出するものとする。

入会希望者は、理事会に於いて入会の承認を得るものとする。

第 3 条

入会が承認された申込者に対し、事務局はその旨を通知すると同時に、納期を指定し所定の入会金及び正会員会費を請求せねばならない。

第 4 条

入会承認後、1 ヶ月経過するも入会金及び正会員会費の納入なき場合は第 5 条の入会の承認は取り消される。

入会金及び会費納入の日をもって会員の資格を取得する。

第 3 章 入会金及び会費

第 5 条

定款第 8 条にいう入会金、会費及び納入は次のとおりとする。

- | | | |
|---------|-----------|-------------|
| (1) 入会金 | 正 会 員 | 金 20,000 円 |
| (2) 会費 | 正 会 員(年額) | 金 108,000 円 |
| | 特別会員(年額) | 金 6,000 円 |
| | 賛助会員(年額) | 金 24,000 円 |

- (3) その他、理事長が特に必要と認めたとき

①会費は理事会に於いて定められた期日までに納入せねばならない。

②正会員会費は原則として 2 期に分けるものとする。期の途中に入会した会員の会費は、年額会費の在籍月割とする。

第 4 章 退会及び除名

第 6 条

会員は、理事会において別に定める退会届を理事長に提出することにより、任意にいつでも退会することができ、退会届が提出された場合、退会確定の日は退会届提出の日付とする。

第 7 条

会費納入義務を履行しない会員については次の手続きを経て、総会において除名の決議を行う。

- (1) 財務を担当する理事は、理事会の定めた会費納入期日を 1 ヶ月経過する未納の会員に督促をし、

氏名を理事会に報告する。

- (2) 第1号の督促にもかかわらず1ヶ月を経過して会費を納入しない会員に対しては、理事会の決議を経て内容証明郵便によって納入期限を定めた督促と除名の警告を行わなければならない。

第8条

本会議所定款第13条に基づき、除名決議を為すに先だって理事会は退会の勧告を為すことができる。

第5章 特別会員

第9条

特別会員は、卒業後5年間に限り所定の会費を納入しなければならない。

第10条

特別会員は、総会、理事会を除く、本青年会議所の会合及び事業に出席し意見を述べることができる。

第11条

特別会員が前条の会合及び事業に参加する場合には、その都度実費を徴収する。

第6章 賛助会員

第12条

本会の趣旨に賛同し、その事業の発展を助成することを望む個人、法人、及び団体は理事会の議決により賛助会員となることができる。

第13条

賛助会員を希望する者は所定の申込書を理事長に提出する。

第14条

賛助会員は本会議所の例会及びそれに準ずる会合に参加できる。但し、一切の表決権及び選挙権を有しない。

第15条

賛助会員にして事業に参加するときは、その都度実費を徴収する。

第7章 名誉会員

第16条

本会に功勞のあった者で理事会において推薦された者は名誉会員となることができる。

第17条

名誉会員は本会の例会及びそれに準ずる会合に参加できる。但し、一切の表決権及び選挙権を有しない。

第18条

名誉会員にして事業に参加するときは、その都度実費を徴収する。

第8章 細則

第19条

本規定に定めるものの外、会員資格に関して必要な事項は理事会に於いて定める。

第 20 条

本規定の改正は総会に於いて行う。

附 則

本改正規定は、平成 24 年 8 月 7 日より施行する。

昭和 51 年 1 月 1 日施行。

昭和 60 年 1 月 1 日施行

平成 12 年 8 月 23 日施行

平成 24 年 1 月 4 日施行